

第 3 号議案

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市庁舎使用料条例（平成 2 年亀岡市条例第 1 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例

亀岡市庁舎使用料条例（平成 2 年亀岡市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

1,620円	2,700円	3,240円	4,320円	5,940円	7,560円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

を

「

1,650円	2,750円	3,300円	4,400円	6,050円	7,700円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

に改め、同表備考第 4 号中「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第 2 中「100分の108」を「100分の110」に、
「5,000円」を「5,090円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市庁舎使用料条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市庁舎の使用料について、消費税引上げに対応するため、
所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。